

水戸市防災会議委員公募要項

- 1 趣旨 この要項は、本市の防災対策に市民の意見を反映させるため、水戸市防災会議の委員公募について必要な事項を定めるものとする。
- 2 所掌事項 公募の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 各種防災計画に関すること。
 - (2) 本市の地域防災に係る重要事項に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項に関すること。
- 3 任期 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。
- 4 募集人員 2名以内とする。
- 5 応募資格
 - (1) 市内に居住し、在学し、又は勤務する者で、委員の任期の開始日において18歳以上のものであること。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ア 応募日において、本市の他の附属機関の委員に委嘱され、委嘱が予定され、又は応募している者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - エ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。)又は暴力団の構成員、暴力団の維持運営に協力若しくは関与をする者、暴力団と親密な交際をする者その他暴力団と社会的に非難される関係を有する者
 - (2) 会議に出席できる者であること。(原則、平日昼間開催)
- 6 応募方法
 - (1) 水戸市防災会議委員応募申込書(別記様式。以下「申込書」という。)に必要事項を記入の上、応募期間内に、郵送、持参、電子メール又はファクシミリ送信により、防災・危機管理課に申し込むものとする。
 - (2) 申込書は、防災・危機管理課のカウンターに備え付けるほか、水戸市のホームページからダウンロードすることができるものとする。
 - (3) 応募期間は、令和7年9月8日(月)から同年10月1日(水)までとする。
 - ※ 郵送の場合は、当日消印有効
 - ※ 持参の場合は、最終日の17時15分まで
- 7 選考方法
 - (1) 書類審査及び面接審査によるものとする。
 - (2) 選考の結果については、令和7年11月中旬頃、申込者全員に通知するものとする。
- 8 報酬額 日額7,000円
- 9 申込み・問合せ先 水戸市 市民協働部 防災・危機管理課 防災係
〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号
TEL: 029-232-9152 (直通) Eメール: bousai-keikaku@city.mito.lg.jp